

## 府民からの意見公募の結果

- 1 公募期間 平成19年8月1日から平成19年8月22日まで
- 2 意見陳述 なし
- 3 文書による意見提出

対象事業名	件数	提出者	内容
南河内・健康ふれあいの郷	1件	団体	別紙

## 府民意見に対する府の見解

### 府の見解（南河内・健康ふれあいの郷）

「南河内・健康ふれあいの郷」事業については、府が平成4年10月に発表した基本構想に基づき、スポーツ・レクリエーション施設と良好な戸建住宅の整備を進める予定でありましたが、基本構想発表後の府の厳しい財政状況の中、平成8年の行政改革大綱等により当該地区の整備が見送られてきました。

以降、大阪府建設事業評価委員会における審議をはじめ、そのあり方にかかる様々な検討の中で、住宅ゾーンにおける戸建住宅（グランリーフ羽曳が丘）等の整備やスポーツゾーン南地区における羽曳野市の「道の駅」開設について、地域住民の方々や地元羽曳野市のご意見・ご要望等もお聞きしながら、本事業を進めてまいりました。

一方、スポーツゾーン北地区については、平成17年度から5年間は暫定利用とした上で、土地所有者の大阪府住宅供給公社が羽曳野市に無償貸与し、現在、羽曳野市が「市立健康ふれあいの郷スポーツ公園」として開設しているところです。

今回お示ししているスポーツゾーン北地区の土地利用計画案につきましては、戸建住宅の建設、民間事業者によるスポーツ施設の整備、羽曳野市が運営するグラウンドゴルフ場の整備と、当初の基本構想の整備内容との変更はあるものの、そのコンセプトである『緑豊かな環境のもとで誰もがふれあい、自然と親しみながらスポーツ・レクリエーションを楽しみ、ゆとりをもって住み、憩う』ことを念頭に置いたもので、この基本的な考え方については、大阪府・大阪府住宅供給公社・羽曳野市の3者において、合意しているところです。

「我々地元住民・自治会は正式には計画案の内容を知らされていない」とのご意見を頂いておりますが、今後、地元の方々に対する説明会を実施し、ご理解をいただくよう努めてまいります。

また、スポーツゾーン北地区内の「ビオトープ」については、大阪府住宅供給公社が羽曳野市に5年間の期限を定め無償貸与している土地において、地元連合会が羽曳野市から行政財産使用許可を得てその管理を行っておられるものでありますが、今後の取扱いについては、地元の方々のこれまでの取組みにも配慮し、検討してまいります。

平成19年8月20日

## 大阪府建設事業評価委員会の審議対象事業に対する府民意見

羽曳が丘町会連合会

## 【主要プロジェクト審議案件】

(1) 事中評価…事業名：南河内・健康ふれあいの郷

## 『事中評価調書を読んで』

① 南河内健康ふれあいの郷スポーツ公園は、平成4年に発表された大阪府新総計画概要で、当時のミキゴルフ場跡地を宅地開発するに当たっての基本構想「羽曳が丘地区において住宅開発と一体となって、あらゆる世代が自然と楽しみながら、文化・スポーツ・健康づくり・生涯学習などを体験できる拠点施設を整備する」という理念に基づいて生まれたものである。

またこの計画概要・基本構想は我々羽曳野の地域住民だけでなく、広く府民にも公表されたいわば府民に対する“公約”であったと受け止めている。

② このプロジェクト計画が発表された平成4年から、既に15年が経過している。その間平成8年～12年は経済情勢の変化により計画を凍結して来たとし、スポーツゾーン南地区4haは平成16年2月、羽曳野市に売却されている。そしてスポーツゾーン北地区の6.5haは平成17年4月～平成22年3月の5年間、暫定的に羽曳野市へ無償貸与している。

以上の如く時間の経過に従いその時々的情勢に合わせて計画が変更されてきたが、我々地域住民の要望で貴重な自然が僅かに残るスポーツ公園の一角に造成されたビオトープには、地域の自治会を纏める羽曳が丘町会連合会の外郭団体であるNPO法人「羽曳が丘E&L」が約450万円の費用を投資して植樹などを行い、“あらゆる世代の人たちが交流できる場”を目指し、ボランティアの労力で整備し続けている。

その結果、地域の高齢者や幼稚園児・小学生児童・中学生あるいはPTAの若い世代が交流しビオトープフェスタ、自然教室、サマーキャンプなどのプログラムを実施することで、地域住民が残された僅かな自然に親しみ交流する機会が増えつつある。

一方、これらの市民活動は全国の関係機関から高く評価され「ビオトープから始まるまちづくり」では(財)ニッセイ財団/大阪府福祉部 推薦の助成事業に選定され、高杉大阪

府副知事から表彰状を頂いた。

このほかに全国生涯学習市町村協議会／文部科学省、NHK学園、大阪NPOセンター、大阪府社会福祉協議会、大阪府総合福祉協会／大阪府福祉健康部、日本造園学会、京都大学大学院、大阪府箕面整備事務所／大阪府都市整備部総合計画課、京都橘大学院／京都府地球温暖化対策プロジェクト、大阪ガスグループ福祉財団などの報告会・記事掲載・助成金事業などで高い評価を受けている。

③ この評価調書にも記述されている南河内健康ふれあいの郷プロジェクトの「目的」＝「明るい長寿社会の実現に向け、若者からお年寄りまで誰もが緑豊かな自然と親しみながらスポーツ・レクリエーションを楽しみ、またゆとりと潤いのある居住環境をも備えた地域整備を行う」とはっきり表明されている。

我々の自治組織「羽曳が丘町会連合会」はこの目的に沿った活動を実践することで、多くの住民がスポーツ公園・ビオトープに親しんで利用するなど、快適な住環境の創造に努力して来た。

しかし「スポーツゾーン北地区については府、羽曳野市、公社の3者において平成14年度の意見具申を踏まえ、今般の土地利用計画（案）に合意」とあるが、我々地元住民・自治会は正式には計画案の内容を知らされていない。

「地元自治会等からの理解が得られるよう、これまでと同様誠実に対応していく。」という記述があるが、まだ暫定利用期間中なのにこの約定を破棄し、今般の土地利用計画（案）に合意とは一体どういう事なのか。府、公社、羽曳野市の誠実とは何なのか。

このような運び方では、スポーツゾーン北地区6.5haを二分割して戸建住宅用地とスポーツ施設用地とする案には絶対賛成できない。

地元住民無視のやり方は、特にスポーツゾーン北地区の現況を見て入居して来た住民は、スポーツゾーンが住宅地に転換されることには強い拒否反応を示すに違いない。

この案はまさしく地域住民に約束した基本理念の破棄であり、“公約”違反とも言える。「健康ふれあいの郷」開発が計画され、今日に至った経緯をよく精査して地域住民を無視することなく、むしろ現在のスポーツ公園をもっと緑豊かな潤いのある施設に整備して、基本構想の理念を忠実に体現して頂きたい。

以上